

指導資料

特別支援教育 第195号

鹿児島県総合教育センター
平成30年4月発行

対象 校種	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校
----------	-------------------------------

通常の学級で取り組む合理的配慮

各学校においては、障害等のある児童生徒が充実した学校生活を送るために、合理的配慮の提供が義務化された。そこで、通常の学級で取り組む合理的配慮の基本的な考え方や合理的配慮を検討する上での観点、ポイント等について実践例とともに紹介する。

1 はじめに

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行された。その中で、全ての公立学校等において障害のある幼児児童生徒に必要なに応じて合理的配慮を提供することが義務化された。各学校においては、児童生徒一人一人の実態や障害の特性等に応じた合理的配慮をどのように提供していけばいいか大きな課題となっている。

2 合理的配慮とは

学校における合理的配慮とは、特別な支援を必要とする児童生徒の障害の程度や特性等を踏まえて、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を個別に行うことである。また、学校の設置者及び学校に対して、体制面及び財政面における均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

合理的配慮の対象となる児童生徒とは？

診断書や障害者手帳等の有無が、その判断の基準ではない。障害等により学習や生活上、何らかの困難を抱えていると考えられる場合には対象となる。

3 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮は、児童生徒の実態や障害の特性、更には在籍する学校の設備や人的配置の状況等によって、一人一人に異なってくるものである。



図1 ICTを活用して障害のある生徒も一緒に授業を受けている様子

文部科学省「教育の情報化に関する手引き」平成22年から引用

図1は、「読むこと」などに困難さのある生徒が、ICT機器を活用して授業を受けている様子である。「読むこと」や「書くこと」に困難さのある生徒が場面を理解するためにプロジェクタを活用したり、板書の文字を書くためにパソコンを使用したりするなどの配慮をしている。また、「聞くこと」に困難さのある生徒はFM補聴器を使うなど、それぞれの困難に応じた配慮をすることで、他の生徒と同じように学習に参加し、自分の力で学習内容を理解している。

このように、合理的配慮については、学習の目標やねらいによっても異なってくる。例えば、「読むこと」に困難さのある児童が「教科書を音読する。」という学習活動に参加するための合理的配慮は、その活動で何をねらうかによって変わってくる。そのねらいが「適切な速さで読む」のであれば、読む量を調整したり、読みやすくなるような配慮

(図2)をすることで読むことの抵抗感が少なくなり、活動に参加しやすくなる。また、「前時の学習内容を

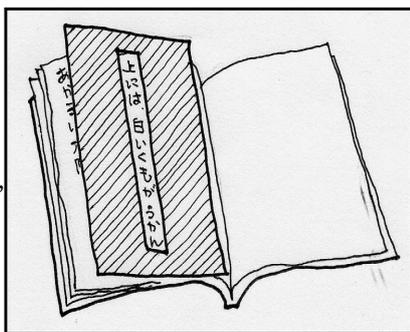


図2 読むための配慮

振り返る」ことがねらいであれば、他の児童や教師の読みを聞いたり、ワークシートを使って内容を振り返ったりすることなどの配慮も考えられる。このように、合理的配慮を検討する場合は、学習活動の目標やねらいを明確にして、その児童生徒に応じて必要な変更・調整を行うことが求められる。

いずれにしても、児童生徒が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感や達成感をもてるかが大切なポイントになる。

4 合理的配慮の観点

中央教育審議会初等中等教育分科会がまとめた「共生社会実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、合理的配慮の観点として3観点11の項目を挙げている（表1）。合理的配慮は、個別に行われるものであるため、ある児童生徒に行われた合理的配慮が他の児童生徒にそのまま当てはまるものではない。それぞれの配慮を検討する上で参考になるものが、合理的配慮の観点である。

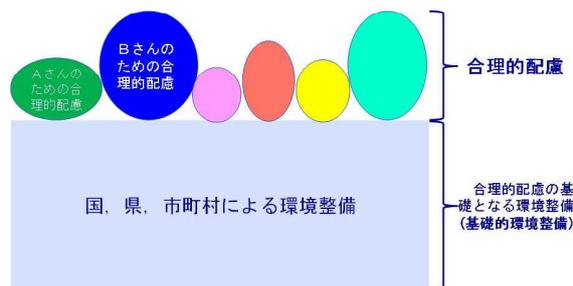
表1 合理的配慮の観点

1	教育内容・方法	(1) 教育内容 ① 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ② 学習内容の変更・調整 ③ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (2) 教育方法 ① 学習機会や体験の確保 ② 心理面・健康面の配慮
2	支援体制	(1) 専門性のある指導体制の整備 (2) 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解、啓発を図るための配慮 (3) 災害時等の支援体制の整備
3	施設・設備	(1) 校内環境のバリアフリー化 (2) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 (3) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

また、ほかに参考となるものとして、平成25年に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から出された「教育支援資料」にも、障害種別に具体的な観点が示されている。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

合理的配慮は、下図のように国や県、市町村による基礎的環境整備の上に、設置者や学校が児童生徒一人一人の実態等に応じて提供される。この基礎的環境整備は、学校ごとによって異なるため、学校は自校の基礎的環境整備の状況をこの8観点を踏まえて把握しておくことが必要である。



【基礎的環境整備の観点】

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による支援
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員・支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

5 合理的配慮を提供する上でのポイント

図3は、学校が合理的配慮を提供するまでの過程をまとめたものである。合理的配慮を検討する上で、まずは学校の相談支援体制を整えておくことが大切である。学校は本人・保護者に対し、合理的配慮について相談するための相談窓口を学校通信やPTA総会等を通じて周知することが必要になる。

合理的配慮の申出は、原則として本人・保護者が行うが、その際、学校は校内委員会等において本人の障害の状態や学校生活上の課題等を把握し、合理的配慮の内容を検討することになる。なお、申出がない場合でも、何らかの配慮が必要であることが明らかな場合には、障害のある児童生徒が十分な教育を受けられるかどうかの視点から学校として判断し、取り組むことが望ましい。

本人・保護者からの要望が実態等と照らし合わせて適切かどうかについては、校内委員会等において検討する必要がある。要望をそのまま実施することが困難な場合は、その理由等を説明し、学校として実施可能な代替手段等を提案するなど、丁寧な合意形成に努めることが大切である。

合理的配慮の提供に当たっては、その内容を「個別の教育支援計画」に明記するとともに、全教職員で共通理解を図ることで、組織的な対応につながる。また、合理的配慮については、児童生徒が十分な教育を受けられるために提供できているかという観点から定期的に評価することが重要である。校内委員会等で必要に応じて、その内容や方法等を柔軟に見直し、調整したい。

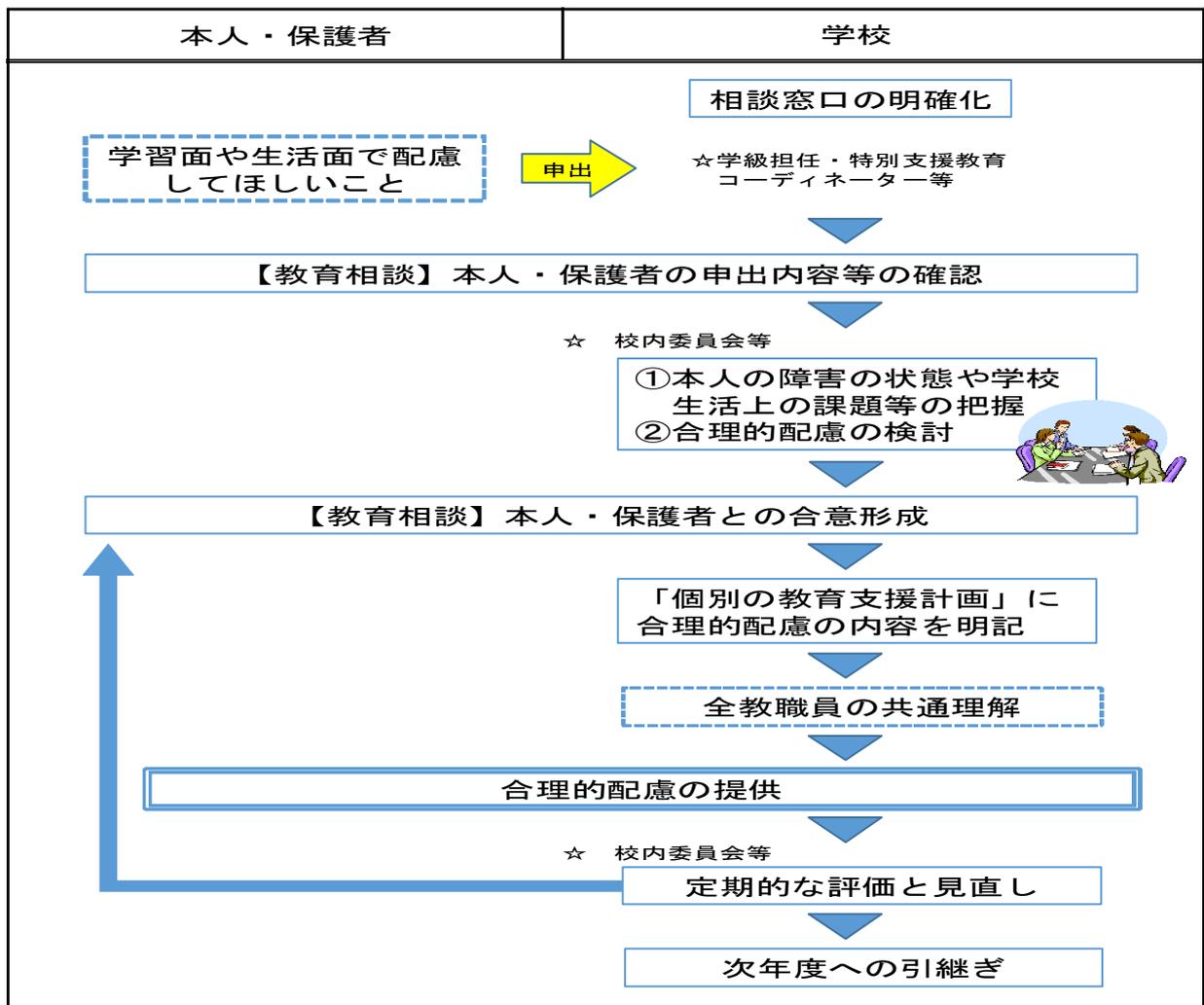


図3 合理的配慮の提供に係る過程（例）

6 「聞くこと」に困難さのある児童の事例

(1) 事例の概要

対象の児童は小学校2学年の通常の学級に在籍している。「聞くこと」が苦手で一斉指導の中で教師の説明が聞き取れなかったり、聞き間違いが多かったりするため、学習の内容を理解することに時間がかかる。

保護者から必要な配慮をしてほしいという要望が出ている。

(2) 困難さの背景

対象の児童は、知的発達の遅れはなく、聴力も特に問題がないが、話す相手に注意を向けることが困難である。また、他の児童の声や、椅子のがたつきなど教室内の様々な音が気になり、集中力を欠いてしまうことが多い。また、複数の指示を出されたときは、最後の指示しか覚えられず、戸惑うことがある。

このようなことから、対象の児童の困難さの背景として、注意集中や記憶力の問題等が予想された。

(3) 困難さに対する合理的配慮

・ 座席の配慮

教師の話に集中できるよう、座席の位置を教室の前方にする。

・ 教師の言葉掛け

授業中、教師はゆっくり、はっきりとした適切な音量で話すようにする。

大切なことを話す場合は、「今から大切なことを話します。」など対象の児童の注意を引き付けてから話すようにする。

複数の指示をする場合は、黒板に要点を書いたり、対象の児童にメモをとらせたりする。

・ 視覚的な情報の活用

学習の中でポイントなる内容については、文字カードを使用したり、色の付いた枠で囲ったりする。

上記の配慮のほか、学級の児童全員に対し「教師や友達が話すときは、話す人におへそを向ける。」「友

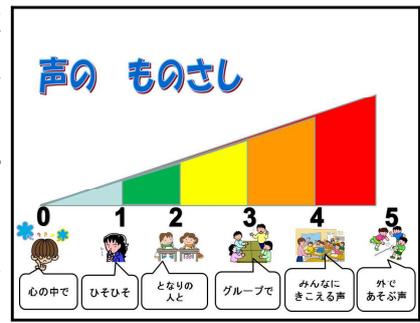


図4 声の大きさの視覚化

達と話合いをするときは、声の大きさに気を付ける。(図4)」など、授業中のルールを示した。これらの配慮は、対象の児童の困難さの改善につながるだけでなく、周囲の児童の集中にもつながり、学級全体が落ち着いた雰囲気の中で学習に取り組むようになった。このように児童の困難さの背景を踏まえた合理的配慮を学級全体で生かすことで、他の児童への分かりやすさや学習に集中しやすい環境設定にもつながってくる。

7 おわりに

学校における合理的配慮とは、障害等のある児童生徒が他の児童生徒とともに学校生活に参加するために必要な配慮である。全ての児童生徒が自分の持てる力を発揮し、充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体で取り組んでほしいと考える。

なお、合理的配慮の実践例は、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)」<http://inclusive.nise.go.jp/>にも多数、掲載されているので参考にされたい。

ー引用・参考文献ー

- 文部科学省 『教育の情報化に関する手引き』平成22年
- 中央教育審議会初等中等教育分科会 『共生社会実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』平成24年
- 鹿児島県教育委員会 『合理的配慮啓発資料』平成28年

(特別支援教育研修課 迫田 博幸)